

八王子市生活保護指導員事業実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、生活保護行政を適正に運営するため、暴力団関係者等に対する生活保護利用の取り扱いを徹底し、暴力団関係者等及び、援助困難な保護利用者等からの職員及び会計年度任用職員への威嚇、威圧、脅迫及び過度の要求等に対し、生活保護指導員（以下「指導員」という）を配置することにより、不正な申請、不正受給及び暴力的な行為を未然に防ぐ等生活保護利用の適正実施に取り組むことを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱の対象者は、以下の者とする。

- (1) 現役暴力団員
- (2) 元暴力団員及び暴力団周辺者
- (3) 威嚇、脅迫及び暴力行為を行う者
- (4) 援助困難な生活保護利用者
- (5) (1) から (4) に該当すると思料される生活保護新規申請者並びに生活保護相談者
- (6) その他所属長が必要と認めた者

(実施方法)

第3条 この要綱の実施方法は、以下のとおりとする。

- (1) 生活保護行政を適正に運営するため、暴力団関係者及び援助困難な生活保護利用等に対する援助は、必要に応じ指導員も参加する。
- (2) 警察当局への要請が必要となった場合は、地区担当員等又は面接相談員と協議の上、指導員が行う。
- (3) 前条第5号に該当する者との面接や家庭訪問調査は、指導員が同席及び同行し、複数の職員で対応する。
- (4) その他所属長が必要と認めた場合、指導員は地区担当員等の調査に同行する。

(業務内容)

第4条 指導員は、査察指導員及び地区担当員等と連携し、生活保護の適正実施のため行う業務は以下のとおりとする。

- (1) 生活保護申請時における、対象者との面接への同席に関すること
- (2) 生活保護利用者の来所相談時における、地区担当員等と対象者との面談及び面接への同席に関すること
- (3) 地区担当員等が対象者へ実施する家庭訪問調査等への同行訪問に関すること

- (4) 職員及び会計年度任用職員への威嚇、脅迫的行為に対し、警察当局や関係機関への通報並びに情報交換に関すること
- (5) 対象者世帯に係る暴力団員該当性照会など、警察当局との情報連携に関すること
- (6) 対象者世帯の生活状況等の把握に関すること
- (7) 不正受給を行った生活保護利用者等の告訴対応に関すること
- (8) その他所属長が指示した事項に関すること

(指導員の任用及び勤務条件等)

第5条 指導員の任用・服務及び勤務条件等については、地方公務員法第22条の2第1項第1号等関係法令の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年(2020年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年(2023年)4月1日から施行する。